

育英制度に關する意見書

昭和二十四年一月三十一日 育英制度調査會議長 天野 一郎

大日本育英會會長 天野貞祐 殿

客年十一月育英制度調査會を設置せられ、大日本育英會中核を中心として本制度に關する各般の事項に付し意見を徴せられたが、本會は國家社會の現狀に鑑み極めて重要な事項と考へ本日に来るまで各務の項目について鋭意研究論議を盡した結果、育英會として左記事項に付し格段の工夫と努力を以てこれを實行に移されたく茲に意見を提出する。

記

一、奨學生採用要件

現下の國狀に於ては學徒がその希望する學業を修むるに極度の困難状態にある。此れに對しては國及び公共團體が奨學の施設を講ずべきをめぐらるが、大日本育英會としてはその目的に照し左の如き方針により奨學の方法を講ずべきである。

- (一) 奨學生採用のためには優劣性をその要件の一つとする事。
- (二) 新制高等学校以上の學校在學者は既に相當の選考を経て入學した者であるから、概ね優劣性の要件を充つるものと考へらる。
- (三) 従つて前号に該當する學徒であつて修學困難者、その全部を採擇するものとして事業の計画を樹立すべきである。然し資金の面に於て不可能の場合には、採擇方法の若干に優劣性判定のために一定の基準を設け、採用者を選考することは止むを得ないが、その基準の定め方及び運用に付ては、経済的困難者を能う限り廣く採用し得るやうに考慮する必要がある。

二、奨學金

大日本育英會創設當初は所定奨學金の金額を貸与したることあるが、その後経済事情の急激な変化に伴ひ、漸次右の方針を維持することが不可能になつた。又現在に於ては學資金給與の制度も亦、返還金免除を極めて徹し小に爲すのみである。依つて現下の情勢に於て左の如き方法を講ずることが必要である。

- (一) 貸與目的は奨學の限り學資金貸與の金額を目標としてこれを決定すること。
- (二) 奨學金の返還に關しては現行貸與の規定を撤去し、貸與の金額を一定額

限の下に返還不能と認めらるる場合又ハ四項五項等の如き特別の場合についてモ免除し得るようにする事。

(三) 原則として貸付制度を可とするも、特に優秀なる者に対しては将来給費制度をモ併せ認めらるる途を開く事。

三、奨学生採用の範囲

大日本育英会としては義務教育修了以上の書簡通年制の学校についてその生徒を対象とし事業を行うことに主力を注ぐべきであるが、生徒修学の現況に鑑み、更に夜間授業を行う学校、新制中学校、定時制高等学校の生徒及び通信教育を受ける生徒をも一定の條件の下に例外として卒業の対象とする必要がある。

四、特別奨学生

現在の状況より少くも奨学生であつても、育英会より受け取らざるの外別に内職等によつて何等かの収入を得付ければ勉学を続けることば出来れば実情であつて、専心勉学することは不可能の状況である。かくて我が國學術の將來に眞の憂念に慥えられ、依つて大日本育英会は次の方法を講ずる必要がある。

(一) 學術研究に適する特に優秀な生徒に対しては特別額の奨学金を貸付し、勉学に専念し得るの途を講ずること。

(二) 右の奨学生に対しては奨学金の一部又は全部につき返還免除の措置を講ずること。

五、教員養成に關する特別施設

今中學校に於ける教員の不足及びその素質低下の現状に照し、義務教育に從事する教員養成の極めて重大なるに鑑み、これに從事せんとする教員養成諸學校在學者及び一般學校在學者中の教員志望者に対して、大日本育英会は広く尤も如き特別の奨学方法を講ずる必要がある。

(一) 採用基準に付ては特別の考慮をばらうこと。

(二) 學校卒業後義務教育に從事中の期間は返還を猶許すること。

(三) 教員としての勤務年数が一定期間に達した者には返還を免除すること。

(四) 右一定期間に達せずして退職した場合には、その勤務年限に応じて一部の返還を免除し、残額に付ては返還を開始せらるること。

(五) 本事業を行うために必要とする経費は一般奨学生に要する経費とこれを分別し、本事業を行うために一般奨学生採用に影響を及ぼさぬようにする事。

六 其の他の業務

学生生活困難の現状に日本學術の將來に鑑み、大日本育英会は広く右の如き方途を講ずる必要あり。

- (一) 学生生活の所要経費を軽減する目的を以て、學後に対する學生事務費を併せ行うこと。
- 奨學生に対する保健施設、寄宿寮建設等はその例である。
- (二) 一般貸費制度を並んで學後全般を対象として不時の入費に應ずるため、臨時資金貸付の制度を設けること。

(三) 特に優秀な學後の海外留學に對しても奨學の方途を講ずること。

- (四) 右各點に要する經費に付ても政府豫算を支出し得る途を拓くと共に、広く寄附金の募集を行う等、別に此れを獲得する方途を併せ講ずること。

七 奨學生感謝献金運動

奨學生が卒業の曉に於ては國家社会の恩恵を感謝する意味に於て、進んで育英会事業に對し献金するの氣風を馴致し、會は右献金を積立て、會の目的達成上有効に此れを活用するの計畫を樹てること。

八 育英事業資金

現下の狀勢よりして育英事業は此れを益々拡充する必要ありに鑑み、事業遂行に要する資金は現行の如く國家豫算に依るの外、別途に此れを獲得するたため左の如き方法を講ずる必要あり。

- (一) 全國の學生生徒を主たる対象とする比較的低廉の月掛式貯金制度（仮称育英貯金）を創設し、これにより得たる資金の融資を受け、事業費に充てし得るの途を講ずること。
- (二) 學生年金、簡易保険積立金等を事業資金として直接利用し得るよう各方面に努力すること。